

令和5年6月29日

港区長 武井 雅昭 様

港区子ども・子育て会議  
会長 白川 佳子

## 答 申

令和3年7月27日付3港子字第1208号で諮問を受けた港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の評価及び港区子ども・子育て支援事業計画の基本方針に掲げる施策をより効果的に推進していくために必要な事項について、当会議において活発な議論と慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

この答申に基づき、港区子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進を図り、本計画の目指す将来像とする「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会」の実現に向け、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子どもの最善の利益、そして子どもの健やかな育ちのための、更なる子ども・子育て支援の充実に取り組まれるよう、要望いたします。

## 記

### 1 令和2年度及び令和3年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の評価について

子ども・子育て支援事業計画の10の基本方針について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、未実施または変更を行った事業もあるが、全体としては、ほぼ当初計画どおり進行していると評価できる。

新型コロナウイルス感染症の影響等による、未実施または変更を行った事業については、社会情勢の変化や利用者ニーズを的確に把握しながら、目標が達成されるよう取り組むこと。

### 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会経済状況の変容に伴い、多様化する子ども・子育て支援を取り巻く課題を踏まえ、港区子ども・子育て支援事業計画の基本方針に掲げる施策をより効果的に推進していくために必要な事項について

令和2年度及び令和3年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を踏まえながら、効果的に施策を推進していくために、特に以下の事項について取り組むこと。

(1) 小学校入学前の子どもの人口は減少傾向にあることから、地域や年齢ごとの具体的なデータに基づく今後の教育・保育需要の動向を踏まえ、適切な定員管理を行うこと。

ア 保育園等を選択する世帯の割合は上昇傾向にあることから、入園を希望する家庭が安心して保育園を利用できるよう、保育園の待機児童ゼロを継続していくこと。

- イ 既存の幼稚園、保育園等が、幼児教育・保育の質を維持・向上させながら、安定した施設運営ができるよう、適切な定員管理を行うこと。
- (2) より質の高い教育・保育を提供するために必要な支援や対策を行うこと。
- ア 教育・保育施設に対する適切な助言・指導を通して、職員の更なる専門知識やスキルの向上を推進するため、研修の充実について支援すること。
  - イ 園庭のない保育園の子ども遊び場の確保のため、園庭の設置（代替園庭を含む。）が原則であることを踏まえ、外遊び場として活用できる区立小・中学校の拡充や、国や東京都、民間事業者への未活用地の情報提供依頼など、あらゆる資源を活用した取組をさらに推進するとともに、今後の新設園については園庭の設置を促進すること。
  - ウ 区における保育所型認定こども園の具体的整備については、今後の小学校入学前の子どもの人口や幼児教育・保育に係る需要の動向に留意しながら検討すること。
- (3) 教育・保育施設を利用する特別な支援が必要な子どもの数の増加等を踏まえ、教育・保育施設職員の障害児・個別的配慮児への対応力の向上を図るため、専門職による勉強会の実施及び研修に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、子どもの育ちの多様性に関する理解を広く区民にも求めること。
- (4) 子どもに対する虐待の未然防止やヤングケアラーの早期発見及び適切な支援の実施に向け、区民への周知及び関係機関や民間団体等と連携を図り、具体的な支援を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会経済状況の変容に伴い、多様化する子育て家庭の不安や負担の軽減につながる支援策を行うこと。
- ア 一時預かり事業の定員拡大や電子による利用申請方法の拡充等、利用を希望する家庭がより利用しやすい施策を講じること。
  - イ 保護者の子育ての孤立化を防ぐとともに、育児不安の軽減を図るため、子育てに関する相談、援助等の支援を行うこと。
  - ウ 子どものインターネット利用時間の増加等を踏まえ、子育て家庭や関係機関に対し、ICT環境の適切な利用について啓発を行うこと。
  - エ すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進すること。
  - オ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを支援するため、企業等への各種制度の情報提供や講座・セミナーの開催等により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進すること。
- (6) 子どもの年齢及び発達程度に応じて、すべての子どもが自ら意思や意見を表明する機会を確保し、子どもと在宅子育て家庭を含むすべての子育て家庭の意見を尊重した子ども・子育て施策に取り組むこと。